

合意内容の概要

全国興行生活衛生同業組合連合会（全興連）との間では、外国メジャー配給映画など**主要な外国映画の使用料**（配給事業者が全興連を経由して支払っている使用料）等について、次の**3点を合意**した。

1. **2018年11月から2021年3月**までに封切りとなる映画の使用料の算出方法については、封切時のスクリーン数に応じた**6区分の使用料額表**（次ページ）にて行う。
2. **2021年4月以降**に封切りとなる映画の使用料の算出方法については、曲別算定方式に準じた、**楽曲別の利用規模を反映した使用料算定方式の採用**に向けて、協議を行う。
3. 映画上映規定の在り方については、2と並行して、引き続き協議を行い、**可及的速やかな合意の形成**に努める。

一般社団法人 日本音楽著作権協会
<http://www.jasrac.or.jp>

スクリーン数に応じた 6 区分の使用料額表

映画が封切りされた時点において**上映されるスクリーン数※1の合計**によって、次の額を使用料とする。

変更後の使用料	
区分	一般映画※2
1（10スクリーンまで）	15万円
2（30スクリーンまで）	18万円
3（100スクリーンまで）	20万円
4（300スクリーンまで）	22万円
5（500スクリーンまで）	25万円
6（500スクリーン超）	30万円

※1 複数のスクリーンを有するサイト（映画館）におけるスクリーン数については、当該映画の**字幕版又は吹替版のいずれか一方のみが上映される場合は1サイト「1スクリーン」、字幕版及び吹替版いずれも上映される場合は1サイト「1. 5スクリーン」とみなすものとする。**

※2 R指定映画を除く。

⇒ 一律定額の取扱いを終了させ、映画興行の規模を一定程度反映させることが可能となる。

一般社団法人 日本音楽著作権協会
<http://www.jasrac.or.jp>